

政 策		施 策		ページ
1	平和と人権を大切にする まちにします	1	平和を実感できるまちにします	97
		2	一人ひとりが尊重されるまちにします	99
2	男女共同参画社会を実現する まちにします	1	男女が共同で参画できるまちにします	101
3	誰もが安心していきいきと 暮らすことができるまちにします	1	地域の福祉活動が活発なまちにします	103
		2	高齢者が地域で自立し生活できる まちにします	105
		3	高齢者が社会参加できるまちにします	107
		4	安心して介護を受けながら生活できる まちにします	109
		5	障害のある人の自立生活が可能な まちにします	111
		6	子育てに喜びを感じ子どもとともに 育つまちにします	115
		7	ひとり親家庭が自立し安心して 生活できるまちにします	119
		8	自立に向けて生活困窮世帯を 支援するまちにします	121
		9	市民の健康を守るまちにします	123
		10	安心して医療が受けられる まちにします	125
		11	消費者を守るまちにします	127

基本計画

市民が元気に
活動するまち

みんなが安全で
快適に暮らせるまち

みどりつるおうち環境を
大切にすするまち

暮らしにやさしく
笑顔があふれるまち

誰もが学び、
成長できるまち

活力ある
産業のまち

計画を実現する
行政経営

基本計画

政 策	1	平和と人権を大切にすまちにします
施 策	1	平和を実感できるまちにします
担当部（統括部）	市長公室	

基本方向

「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」の精神をふまえ、国際社会の一員として、戦争の悲惨さや平和の尊さに対する認識を深め、平和が実感できるまちを築きます。

現状と課題

戦争体験者が数少なくなった今、若い世代に戦争の悲惨さを伝えることはもとより、今も世界各地で内戦や紛争が起こっていることを正しく伝えていくことが最大の課題です。どのような行動が平和につながるのかをすべての世代を通じて分かりやすく説明し、その道筋を示すことが必要です。

また、次代を担う子どもたちも国際社会の一員として、平和についての正しい知識を学ぶだけでなく、自国の歴史や文化に誇りを持ち、外国の多様な文化を認め、平和な社会に貢献する行動力を身につけることが必要です。

目 標

平成 32 年度に実現している姿

- ▶すべての市民が高い平和意識を持ち、日本のみならず、世界の平和に対しても深い関心を持っています。
- ▶子どもたちが、命の尊さ、平和の大切さを理解し、国や文化の違いを認め、他国の子どもたちとともに学んでいます。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
平和黙祷に協力している事業所の数	576 事業所	530 事業所	518 事業所	800 事業所
国際理解教育に関する社会人講師活用時間	420 時間	407 時間	433 時間	448 時間

4暮らしにやさしく笑顔があふれるまち (4-1-1)

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎平和意識の高揚

7・8月を平和月間と位置づけ、平和パネル展などの催しにより、市民に戦争の悲惨さと平和の尊さを訴え、平和に関する市民の取組みを促進します。

◎平和宣言都市の実践

平和市長会議^{*}の加盟都市として、「平和都市宣言」の精神を実践し、他の加盟都市と連携しながら核廃絶を訴えます。

◎平和学習の推進

幼稚園・小中学校において、子どもの発達段階に応じた平和学習を行います。

◎国際理解教育の推進

自国の歴史や文化に誇りを持ち、外国の多様な文化を認め合う力を育てるため、子どもの発達段階に応じた国際理解教育を推進します。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶平和黙祷の実施

市内各施設をはじめ、事業者などにも協力を要請し、原爆投下日に合わせて一斉に平和黙祷を行います。

▶平和学習の推進

広島への修学旅行や平和登校、不戦の日のつどいなどを中心に、小中学校において平和学習を行います。

▶国際理解教育の推進

幼稚園・小中学校に在籍する外国籍の子どもたちなどの自覚や誇りを高め、また、日本人の子どもたちとともにお互いを認め合い、ともに学ぶ意識を高める教育を進めます。

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">●戦争、被爆体験、国際平和活動などの語り部として、平和につながる啓発活動に参加します。●平和月間をはじめとする啓発活動に積極的に参加します。●国際社会の動きを敏感にとらえ、自分にできる平和への取組みを考え、行動します。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">●平和黙祷を徹底し、従業員が平和に対する意識を高めるよう、自主的な啓発を行います。●平和月間をはじめとする啓発活動に積極的に参加します。

関係する分野別計画

▶摂津市教育方針

基本計画

政 策	1	平和と人権を大切にすまちにします
施 策	2	一人ひとりが尊重されるまちにします
担当部（統括部）	市長公室	

基本方向

「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」の精神をふまえ、様々な価値観を認め合い、あらゆる差別や偏見の解消に取り組み、一人ひとりの人権を尊重するまちを築きます。

現状と課題

人々の生き方や価値観の多様化により、地域社会の課題やニーズも多岐にわたり複雑化しています。従前から解消に向けて取り組んでいる人権侵害や差別事象などに加え、人間関係の希薄化から生じる人権問題が大きな課題となってきました。平成 17 年（2005 年）に設立した「摂津市人権協会」をはじめとする市民団体などと協働して、最も身近な地域から人権意識の高揚と定着を図り、課題の解決に取り組むことが必要です。

また、幼稚園・小中学校では、集団づくり、人間関係づくりなど豊かな心を育てる取り組みや様々な人権問題を正しく理解するための学習を行っていますが、いじめや問題行動の実態もあります。これらの防止に取り組み、問題を解決する力を育てていくことが求められています。

目 標

平成 32 年度に実現している姿

- ▶すべての市民が人権尊重の高い意識を持っています。
- ▶保護者・地域の人々、事業者が人権問題を正しく理解し、相互に連携しながら学習活動に取り組んでいます。
- ▶子どもたちは、自分の大切さを知り、他の人も大切にする人権意識や態度が身についています。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
人権週間の延参加者数	3,152 人	4,812 人	3,398 人	5,000 人
人権なんでも相談の件数	73 件	123 件	54 件	80 件
地域での独自啓発活動の開催回数と延参加者数	10 回 433 人	10 回 481 人	10 回 300 人	20 回 1,000 人
教職員の人権問題研修回数	78 回	78 回	81 回	85 回

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎人権啓発活動の推進

摂津市人権協会と連携して、地域の企画・運営による啓発活動を推進するとともに、市民の学習活動を支援します。また、人権週間を中心に、世界人権宣言摂津連絡会議を構成する団体と協力して人権の大切さを訴えます。

○人権問題解決の支援

あらゆる人権問題の相談窓口である「人権なんでも相談」や「人権擁護相談」によって助言したり、専門機関につなぐことで、問題解決の支援や救済を図ります。

◎人権教育の推進

子どもの発達段階に応じて、様々な人権問題の学習を進めるとともに、身近な差別や偏見に気づき、問題を解決する力を育みます。また、教職員の人権意識と指導力の向上を図ります。

○保護者・地域、事業者への啓発活動の推進

幼稚園・小中学校の人権教育に関する情報を発信し、保護者や地域の人たちの理解を深めます。また、事業者に対しては摂津地区人権推進企業連絡会への加盟を促進して組織拡充を図り、啓発活動を支援します。

◎市職員の人権意識の向上

市のすべての業務において人権侵害の防止や解決を図るため、新規採用職員に対する人権問題研修をはじめ、全職員に対して計画的に研修を実施し、人権意識が高く、幅広い視野を持った職員を育成します。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶協働による人権施策の推進

人権をキーワードに諸活動を展開する市民団体などから市への提言を受け、人権施策を推進します。

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●人権問題に関心を持ち、自主的に学習します。 ●中学校区ごとに設けられた人権推進委員会を中心に、課題を抱えた人の早期発見、関係機関への連絡などを行います。 ●保護者や地域の人々が人権問題を正しく理解して、子どもに接します。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる人権侵害の防止に努め雇用環境を充実し、地域の啓発活動に参加します。 ●従業員に対し人権に関する研修を行うなど人権意識を高揚します。

関係する分野別計画

▶摂津市人権行政推進計画、摂津市教育方針、摂津市人権教育基本方針

基本計画

政 策	2	男女共同参画社会を実現するまちにします
施 策	1	男女が共同で参画できるまちにします
担当部（統括部）	市長公室	

基本方向

女性に対する差別や偏見、固定的な性別役割分担意識を解消し、女性の多様な選択を可能とする仕組みや環境の整備に取り組み、男女が共同で参加・参画できるまちを築きます。

現状と課題

男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することは、すべての人に共通する人権課題です。しかし、ジェンダー（社会的性別）*に基づく差別や偏見、固定的な性別役割分担意識*は根強く、男女ともに自立を阻む大きな要因となっています。その解消をめざして本市では、様々な啓発や支援などを行ってきましたが、今後は若い世代や男性への啓発をより進めるとともに、これまで学習や活動に取り組んできた人たちが様々な分野で活躍できるよう支援することが必要です。また、DV*・ストーカー・性暴力といった女性に対するあらゆる暴力の根絶が、緊急に対応すべき重要な課題となっています。

目 標

平成 32 年度に実現している姿

- ▶ジェンダー（社会的性別）に基づく差別や偏見、固定的な性別役割分担意識が、より解消されています。
- ▶男女がともに責任を担い、社会のあらゆる分野に参加・参画しています。
- ▶女性に対するあらゆる暴力がなくなっています。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
男女平等に関する市民意識調査で「平等になっている」と回答した割合	—	平成 13 年度 6.8%	平成 17 年度 8.9%	20.0%
各種審議会等への女性の参画率	27.4%	27.8%	28.1%	35.0%
DV相談の件数	7 件	20 件	31 件	45 件

計 画

基本計画

暮らしにやさしく
笑顔があふれるまち

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎男女共同参画社会実現に向けての意識改革

市職員がモデルとなるよう市が率先して「摂津市男女共同参画計画」の推進に取り組みます。

◎様々な分野への男女共同参画の促進

様々な分野における政策・方針決定の場や、地域活動・社会活動への女性の参画、さらには会長・役員などの役職への女性の配置が促進される仕組みづくりに取り組みます。また、男性の地域・家庭生活への参加が可能となるよう環境整備に向けた啓発を促進します。

○男女共同参画の視点による市民活動支援

市が主催する講座や会議などにおいて、乳幼児を持つ親が参加・参画できるよう一時預かりの実施を進めます。また、男女共同参画センターは、市の男女共同参画計画を推進する施設として市民啓発と人材育成を担うとともに、男女共同参画の視点を持つ市民団体に対して、協働による事業の実施や活動の場の提供、情報の収集・発信を積極的に進めます。

◎女性に対するあらゆる暴力の防止

女性に対するあらゆる暴力の防止に関する学習・啓発を行います。特にDV被害については、被害者の相談・保護・自立などの支援について、関係機関との綿密な連携を図りながら防止に取り組みます。また、男女共同参画センターの相談事業の充実を図り、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たせるよう取り組みます。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶女性のための相談の充実

多様なライフスタイルに対応するため、男女共同参画センターの相談事業に夜間の枠を設け、相談の機会を拡充します。

▶市民団体の交流の促進と人材の活用

男女共同参画センターの交流室において、男女共同参画推進団体はその活動を発表することにより、団体同士の交流を深めながら互いにエンパワメント[※]される仕組みづくりを行い、市民の力による男女共同参画の促進を図ります。

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●固定的な性別役割分担意識や、その意識に基づいた制度・習慣を見直すとともに、家庭・地域・学校・職場など社会のあらゆる分野に積極的に参画します。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●働き方の仕組みを見直し、ワーク・ライフ・バランス[※]を推進できる体制づくりに取り組みます。 ●女性の能力発揮のための支援を積極的に行います。 ●法令を遵守し、女性が働きやすい職場環境の整備と労働条件の向上に取り組みます。

関係する分野別計画

- ▶摂津市男女共同参画計画

※エンパワメント：208 ページ参照

※ワーク・ライフ・バランス：216 ページ参照

基本計画

政 策	3	誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします
施 策	1	地域の福祉活動が活発なまちにします
担当部（統括部）	保健福祉部	

基本方向

高齢者や障害のある人、子育て中の親子など支援を必要とする人に対する、地域住民の主体的な支え合い・助け合いの福祉活動を支援します。

現状と課題

全小学校区における「ふれあいサロン^{*}」の実施、「摂津市地域福祉計画」の策定、地域福祉活動拠点の整備、コミュニティソーシャルワーカー^{*}の配置などの取組みにより、地域における福祉活動の必要性が認識されるようになりました。しかし、活動の担い手が充足しているとは言えず、地域住民をはじめ、市内勤労者・学生など、より多くの人の主体的な参加を促すとともに、新たな活動を生み出す支援体制の充実が課題となっています。また、地域課題は複雑・多様化しており、重層的な地域福祉活動の展開が求められることから、関係機関や活動団体の連携を強化することが必要です。

目 標

平成 32 年度に実現している姿

- ▶全小学校区に地域福祉活動拠点が整備され、福祉関連団体、福祉施設、事業者、商店街、学校などが連携し、多くの地域住民とともに活発な地域福祉活動が展開されています。
- ▶社会福祉協議会^{*}、地域包括支援センター^{*}、ボランティアセンターの連携が進み、市民が地域福祉活動に取り組みやすくなっています。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
地域福祉活動拠点の数	3 か所	3 か所	3 か所	10 か所
ボランティア保険の利用者数	1,322 人	1,062 人	1,128 人	2,100 人
ふれあいいいききサロンの実施回数	359 回	476 回	387 回	600 回

4暮らしにやさしく笑顔があふれるまち (4-3-1)

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎地域福祉活動支援の強化

地域福祉活動の中核的施設を整備し、社会福祉協議会・地域包括支援センター・ボランティアセンターなどの各機関の連携を強化して、地域福祉活動の情報収集・発信や活動の相談・コーディネートを行います。

◎地域福祉活動拠点の整備

第三・第五中学校区において整備を進め、全中学校区に地域福祉活動拠点を整備します。さらに、小学校区における整備を進めます。

○小地域ネットワーク活動^{*}の充実

地域福祉活動の担い手である校区福祉委員会への支援を強化し、小地域ネットワーク活動の更なる充実を図ります。

○福祉関連団体への支援の強化

ボランティア団体、NPO^{*}、当事者団体、自主グループなど福祉関連団体の活動を支援するとともに、各地域の取組みにつなげられるよう団体間のネットワークづくりを支援します。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶地域福祉活動拠点における地域福祉活動の推進

中学校区ごとに地域福祉活動拠点を整備し、校区福祉委員会^{*}の協力のもと、地域住民とともに地域福祉活動を進めます。

▶地域福祉活動推進のコーディネート機能強化

（仮称）地域福祉活動支援センターが中心となって、社会福祉施設、地域福祉活動拠点、公民館などの施設のネットワークを構築するとともに、地域福祉活動推進のコーディネート機能の役割を果たし、活動を支援します。

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">●住民相互の日常的な対話・交流を広げます。●地域福祉活動拠点などを軸に、地域福祉活動の輪を広げます。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">●地域福祉活動を支援するために、地域住民に対して施設を開放したり、講座を実施するなどの協力をします。

関係する分野別計画

- ▶摂津市地域福祉計画、摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、摂津市障害者施策に関する長期行動計画、摂津市障害福祉計画、摂津市次世代育成支援後期行動計画、健康せつつ21

基本計画

政 策	3	誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします
施 策	2	高齢者が地域で自立し生活できるまちにします
担当部（統括部）	保健福祉部	

基本方向

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活続けることができるよう、必要なサービスが提供できる体制を整備するとともに、地域社会全体で高齢者の生活を支える仕組みを構築します。

現状と課題

4期にわたる「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護施設や在宅福祉サービスの整備は大きく進みました。今後は、認知症の人とその家族に対する支援をはじめ、虐待防止や成年後見制度*などの権利擁護の取組み、介護予防、健康づくりなどの取組みを強化していく必要があります。そのためには、総合相談窓口である地域包括支援センター*の周知をより積極的に行うとともに、ボランティア団体をはじめとした地域住民組織の参画など、地域における新たな相互扶助の機能を構築していく必要があります。

目 標

平成 32 年度に実現している姿

- ▶ 認知症の人とその家族が安心して地域で暮らすことができます。
- ▶ 多くの市民に地域包括支援センターなどの相談窓口や各種サービスが知られ、利用しやすくなっています。
- ▶ 自ら介護予防や健康づくりに取り組む人が増えています。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
認知症サポーター数 (養成講座受講者数)	27 人	441 人	629 人	2,500 人
地域包括支援センターへの 相談件数	212 件	191 件	200 件	350 件
健康づくり 自主グループの数	22 グループ	28 グループ	31 グループ	50 グループ

4暮らしにやさしく笑顔があふれるまち (4-3-2)

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎地域ケアの体制の強化

高齢者に対して、地域住民が温かく思いやりを持って見守りを行うことができるよう、地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク^{*}の機能を強化します。

◎認知症の人に対する取組みの強化

認知症に対する正しい知識の啓発活動を行います。また、認知症の人やその家族を支援するサービスを創設します。

◎相談支援事業の充実

コミュニティソーシャルワーク^{*}事業と一体的に取り組み、関係機関・団体との連携を強化するとともに、高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターの機能を強化します。

○介護予防、健康づくりの推進

要支援・要介護状態になる恐れがある高齢者などに対する介護予防をより充実させるとともに、地域福祉活動拠点や公民館など既存施設を介護予防の拠点として利用促進します。また、「摂津みんなで体操三部作^{*}」の普及や自主グループの育成・支援などを進めます。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶認知症の人とその家族への支援

認知症に対する正しい知識の啓発として認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症の人とその家族を支援する事業に取り組みます。

▶地域ケア・高齢者虐待防止ネットワークの機能強化

小学校区ごとに地域会議を開催し、介護予防や高齢者の権利擁護についての啓発を行うとともに、住民からの相談を受け、早期に対応します。

▶「摂津みんなで体操三部作」の普及

老人クラブ、各種サークル活動、デイサービス^{*}などで普及するほか、イベントや各種講座などを通じて、新たなグループづくりの支援を行います。

施策を実現するための役割

市民の役割	●介護予防や健康づくりの事業に参画し、地域住民組織の強化を図ります。
事業者の役割	●要支援・要介護者が介護保険サービスを利用するにあたり、尊厳を守れるよう対応し、質の良い介護保険サービスを提供します。

関係する分野別計画

- ▶摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、摂津市地域福祉計画、健康せつつ21

^{*}地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク：213 ページ参照
^{*}コミュニティソーシャルワーク：210 ページ参照

^{*}摂津みんなで体操三部作：212 ページ参照
^{*}デイサービス：213 ページ参照

基本計画

政 策	3	誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします
施 策	3	高齢者が社会参加できるまちにします
担当部（統括部）	保健福祉部	

基本方向

高齢者が健康づくりや生きがいくくりなどの活動に取り組み、地域活動や就労の場で知識や技能を発揮したり、交流したりすることができるよう支援します。

現状と課題

老人クラブの組織率は低い状況にあります。自主的な運営が図られるようになり、地域福祉活動の推進に大きな役割を果たすようになってきました。また、シルバー人材センターは会員数や受注金額を着実に増やすなど高齢者の就労の受け皿となってきましたが、経済の悪化などにより厳しい状況にあります。今後は、老人クラブやシルバー人材センターへの加入にとどまらず、地域において高齢者が健康づくりや生きがいくくりなどの活動に取り組み、様々なグループや世代との交流、就労などを通じて、持っている知識や技能を発揮し、地域で活躍できるよう支援していくことが必要です。

目 標

平成 32 年度に実現している姿

- ▶ 高齢者が地域において、社会貢献など様々な活動を活発に行っています。
- ▶ 多くの高齢者がいきいきと働いています。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
老人クラブ加入者数	3,602 人	3,475 人	3,479 人	4,100 人
いきいきカレッジの 修了者数	86 人	89 人	87 人	96 人
シルバー人材センターの 会員数	936 人	1,059 人	1,126 人	1,300 人

4暮らしにやさしく笑顔があふれるまち (4-3-3)

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎地域活動の促進・人材育成

老人クラブをはじめ、高齢者の健康づくりや生きがいづくりなどをめざす地域の自主グループの活動を支援します。また、高齢者が自らの教養を深め、培った知識や技能を生かして、地域社会活動のリーダー的役割を果たし、多世代交流の中で活躍できる取組みを展開します。

◎高齢者の就労支援

高齢者が今まで培った豊かな経験や能力を生かして就業や社会貢献ができるよう、シルバー人材センターの支援を図ります。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶老人クラブとの連携による介護予防の推進

老人クラブが主体的に介護予防事業に取り組み、市と連携して事業を展開します。

施策を実現するための役割

市民の役割	●老人クラブや地域グループに積極的に加入し、地域との交流を図り、自らの生きがいづくりを行うとともに、地域貢献に取り組みます。
事業者の役割	●シルバー人材センターの活用をはじめ、高齢者の雇用を積極的に行います。

関係する分野別計画

▶摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、摂津市地域福祉計画

基本計画

政 策	3	誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします
施 策	4	安心して介護を受けながら生活できるまちにします
担当部（統括部）	保健福祉部	

基本方向

可能な限り介護・支援を必要としないように、また、要介護状態になってもできるだけ重度化しないように、適切なサービス提供と仕組みづくりを進めるとともに、より重度の要介護者が安心して施設での生活を送ることができるようにします。

現状と課題

「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護サービスの基盤整備は大きく進み、介護保険を補完する福祉サービスや安否確認、相談援助などの事業も充実を図ってきました。

今後は、介護・支援に必要な財源・人材の確保、自立の支援、介護度悪化防止のために適切にサービスが提供されているかの検証、サービスの質の向上が課題です。

また、介護・支援を可能な限り必要としないで生活を続けることができるよう、介護予防の普及啓発や地域で高齢者を支える仕組みの構築が課題です。

目 標

平成 32 年度に実現している姿

- ▶介護度が軽度の人ができるだけ施設に入所することなく、住み慣れた居宅で安心して暮らし続けることができるようになっていきます。
- ▶施設は、必要度の高い人がいつでも利用できるようになっていきます。
- ▶介護予防に対する理解が深まり、取り組みが充実することによって、要介護認定を受ける人の割合が低くとどまり、保険給付と保険料や公費負担が抑制されて、制度が安定して健全に運営されています。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
施設・居住系サービスの利用率	38.5%	34.7%	34.4%	37.0%以下
施設における重度者の利用率	52.9%	52.8%	52.4%	70.0%以上
65 歳以上人口に占める要介護認定率	14.7%	14.4%	14.2%	16.7%以下

4暮らしにやさしく笑顔があふれるまち (4-3-4)

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎介護保険制度の適正・円滑な運営

信頼のある制度として持続可能なものとするため、保険給付の適正化に取り組みます。

◎地域における支援体制の充実

介護予防や介護度悪化防止のためのケアマネジメント*を充実するとともに、地域での自主的な介護予防活動を支援します。また、認知症になっても安心して暮らせるよう、家族を含めた支援体制を整備します。

○介護予防の推進

既存の福祉サービスや「ふれあいサロン*活動」、地域住民組織での自主活動などとの連携を進め、効果の高い介護予防や健康づくり施策を展開します。

○介護保険サービスの確保と福祉サービスの利用促進

介護保険サービスの確保を図るとともに、介護保険サービスを補完する各種福祉サービスの利用を一層促進します。また、制度周知や相談支援体制の充実、事業者への助言指導の充実を図ります。

○高齢者の尊厳と自立支援

虐待防止のため、関係機関によるネットワークを強化するとともに、閉じこもりや孤立死防止のため、地域住民組織や地域住民と連携を図ります。また、成年後見制度*などの普及啓発を図ります。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶介護相談員の派遣

ボランティアによる「介護相談員」を市内の全入所・通所施設に派遣して、利用者の疑問や不安の解消とサービスの質の向上を図ります。

▶認知症サポーターの養成

認知症の人と家族を見守り・支援する、市民による「認知症サポーター」と、その講師役となる「認知症キャラバンメイト」の養成を行います。

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">●自ら介護予防と健康の保持増進に努め、要介護状態となってもその能力の維持向上と悪化防止に努めます。●高齢者が要介護状態となることを予防し、要介護状態の人に対しては、組織的な見守りや支援活動に取り組みます。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">●介護保険事業者は、市や他の事業者、保健・医療などの関係機関と連携しながら、質の高いサービスを提供します。

関係する分野別計画

▶摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、摂津市地域福祉計画、健康せつつ21

基本計画

政 策	3	誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします
施 策	5	障害のある人の自立生活が可能なまちにします
担当部（統括部）	保健福祉部	

基本方向

「障害者福祉都市（ふれあい都市）宣言」の精神をふまえ、ノーマライゼーション[※]の理念のもとに、障害のある人が地域社会において自立した日常生活を過ごすことができるよう、支援を充実します。

現状と課題

「障害者自立支援法」に基づき、小規模通所授産施設や福祉作業所は障害福祉サービス事業所へと概ね移行が進み、事業所の経営基盤の強化が図られつつあります。しかし、管理・運営の基準が厳しくなっており、新たな支援策を検討し、障害のある人の地域生活や日中活動の場を確保・充実することが必要です。また、地域生活の推進においては居住の場が不足しており、確保が必要です。

身体・知的・精神障害のある人の生活から就労まで、家族の支援も含めた総合的な相談窓口である総合相談支援センターが有機的に関係機関と連携し、支援体制を構築していく必要があります。

目 標

平成 32 年度に実現している姿

- ▶利用者の状況に応じて、必要なサービスの提供や給付が行われています。
- ▶施設入所・入院から地域生活への移行が進み、障害のある人が地域の構成員として尊重され、社会参加が進んでいます。
- ▶障害のある人の経済的自立が進み、社会的に自立した生活を送ることが可能となっています。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
相談窓口での相談件数	—	1,592 件	3,592 件	7,000 件
訪問系サービスの月平均利用者数	—	79 人	100 人	200 人
グループホーム・ケアホーム [※] の月平均利用者数	—	31 人	31 人	72 人
移動支援事業 [※] の月平均利用者数	—	88 人	79 人	185 人
日中活動系サービスの月平均利用者数	—	154 人	279 人	552 人
福祉施設における月平均工賃	7,902 円	8,496 円	12,057 円	18,000 円
福祉施設から一般就労への年間移行者数	—	0 人	0 人	9 人

4暮らしにやさしく笑顔があふれるまち (4-3-5)

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎障害のある人の就業・就労の支援

障害者職業能力開発センター*での訓練や就労移行・継続支援サービスの活用により、就労支援の充実を図ります。また、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関との連携を強化し、障害のある人の就労や雇用に関する理解を図ります。さらに、福祉的な就労の場における賃金水準の向上を進めます。

◎障害福祉サービス基盤の整備

必要なサービスを保障できるようサービス基盤を整備します。また、本市で確保が困難なサービス基盤については近隣市町との連携を強化し、三島障害保健福祉圏域内で対応できるようにします。

◎当事者及び関係者の活動の支援

障害のある人の能力・適正に応じた相談や情報提供、助言を行います。また、自立と生きがいを高めるため、創作的活動や社会との交流、各種訓練などを進めるとともに、外出が困難な人の社会参加を支援します。さらに、当事者や関係者の活動拠点となる場の確保に取り組みます。

○地域生活への移行の促進

在宅福祉サービスを充実し、日常生活における負担の軽減や利便性の向上を図り、福祉施設の入所や入院から地域生活への移行を促進します。

○障害のある人の差別禁止・権利擁護

障害のある人の虐待の防止とその早期発見のため関係機関との連絡調整を行い、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

○障害のある子どもの支援

関係機関との連携強化により、障害のある子どものライフステージ*に応じた支援体制を構築します。さらに、早期に適切に支援できるよう、一貫した相談支援体制と療育の充実を図ります。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶就業と生活の総合的な支援

身体・知的・精神障害の総合相談窓口である総合相談支援センターにおいて、障害者就業・生活支援センター*を一体的に運営することにより、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供します。

▶障害者支援施設「みきの路」

市立で入所施設を開設している強みを生かし、重度障害のある人の親なき後の不安解消に向けた取組みを進めます。

▶多様な職業能力開発ニーズへの対応

障害者職業能力開発センターで、障害のある人の多様なニーズに対応した就労訓練や就労先の開拓を進めます。

基本計画

施策を実現するための役割

市民の役割	● ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人の権利や生活を守り、すべての人々が相互に人格と個性を尊重する社会（ユニバーサル社会）の形成に向けて、理解や取組みを進めます。
事業者の役割	● 事業者は、障害者雇用率を達成するとともに、障害についての理解を進め、障害のある人が周囲の支援を受けながら働くことができる職場環境を整備します。 ● 障害福祉サービス事業者は、適切にサービスを提供するとともに、運営の向上を図ります。また、従業員に対し、利用者の人権擁護、虐待の防止について周知・徹底します。

関係する分野別計画

▶ 摂津市地域福祉計画、摂津市障害者施策に関する長期行動計画、摂津市障害福祉計画



おしえて セツピィ!



～ 摂津市の豆知識④ ～



摂津市には「市民のうた」があります。市役所では開庁の時に流れます。明るく親しみやすいので、たくさんの人に口ずさんでほしいです。

鳥たちよ・川たちよ

昭和56年(1981年)11月1日制定・市制施行15周年記念

歌／紙ふうせん

作詞／落合武司・作曲／後藤悦治郎・編曲／奥村 貢

♩ = 82

このま ちをおとず-れたと り たちよ そ のそら-のうえから なにがみえますか よ
このま ちをながれ-ゆくか わ たちよ ど てはし-るこどもに ゆめはありますか

りそうやねはきょう も ほ ほえみ-あつてます か いな らぶいえのまどか ら まぶ
わべのこいはきょう も か たよせ-あつてます か みな もをなでるかぜには きせ

しいあい が ふ きこぼれて-ますか - このま ちをおとず-れたと り たちよ そ
つのおい み ちあふれて-ますか - このま ちをながれ-ゆくか わ たちよ そ

のそら-のうえまで とどいてま-すか う つくしいせ-つ の い のちのうたごえ が
のみず-のそこまで とどいてま-すか た くましいせ-つ の み んなのあしおと が

- ※
- 一、この町を訪れた 鳥たちよ
その空の上から
何が見えますか
寄り添う屋根は今日も
ほほえみあつてますか
居並ぶ家の窓から
まがしい愛が
 - 二、この町を流れゆく 川たちよ
土手走ることもに
夢はありますか
川辺の恋は今日も
肩よせあつてますか
水面をなでる風には
季節の匂い
充ちあふれてますか
この町を流れゆく 川たちよ
その水の底まで 届いてますか
たくましい摂津の
みんなの足音が
 - ※くりかえし



ほかにも、「摂津音頭」「摂津慕情」「十七万の瞳」といった地域ソングがあります。「摂津音頭」は夏のお祭りシーズンに大人気です。

基本計画

政 策	3	誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします
施 策	6	子育てに喜びを感じ子どもとともに育つまちにします
担当部（統括部）	次世代育成部	

基本方向

すべての子どもが地域の中で、のびのびと健やかに成長できるよう、地域の中でつながって楽しく安心して子育てができる環境づくりを進めます。

現状と課題

妊娠期から就学期までの健康の保持増進や育児支援に取り組んできましたが、子育てに対する不安感や負担感は大きく、ニーズに応じた保育・子育て支援の重要性が増しています。また、増加する児童虐待の未然防止と連携体制の充実、さらに少子・高齢化に対応し、次世代育成支援としての総合的な取り組みが必要です。

目 標

平成 32 年度に実現している姿

- ▶ 育児休業明けや緊急時など必要な時に、保育所入所がどの地域でもできるようになっています。
- ▶ 乳幼児の親子が交流し相談できる場が地域にあり、安心して子育てができています。
- ▶ 子どもへの虐待が未然に防止できています。
- ▶ 乳幼児の親が責任を持って子どもの健康管理を行っています。
- ▶ 新学期が始まる時点（4月1日）で、希望者全員が学童保育室に入所できています。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
保育所の待機児童数 (10月1日時点)	0人	21人	41人	0人
地域子育て支援拠点の数	4か所	5か所	5か所	10か所
子ども虐待の対応件数	106件	114件	131件	50件
乳幼児健診の受診率 (4か月児・1歳6か月児・ 3歳6か月児の平均)	89.8%	91.0%	91.5%	98.0%
学童保育の待機児童数 (4月1日時点)	18人	17人	21人	0人

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

○保育サービスの充実

就労と子育ての両立支援のため、保育所の待機児童の解消を図るとともに、一時預かりなどの保育サービスの拡大に取り組みます。

◎地域の子育て支援の推進

各地域に子育て交流・相談のできる拠点を整備し、地域の子育てグループの育成・支援や、ネットワークづくりを進めます。また、保健・福祉・教育などに関わる機関・団体が連携し、子育て支援の推進に取り組みます。

◎児童虐待防止体制の充実

関係機関の連携を強化して児童の安全を確認するとともに、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど啓発を行い、未然防止、早期発見と迅速で的確な対応・支援に取り組みます。

○保健事業の充実

面接・相談や、ハイリスク*者への訪問指導、両親教室などにより、妊娠期早期に関わりを持つとともに、経済的負担を軽減して妊婦健診の適切な受診を促進します。また、生後4か月までの訪問や乳幼児期の健診・訪問などにより、相談や支援を早期に開始します。

◎親支援・親育ての充実

親学習や親支援のプログラム、親（親子）教室などを個々のニーズに合わせて提供するとともに、父親の参加促進を図ります。また、分かりやすく多様な相談体制を整備するとともに、子育てに関する情報や交流・仲間づくりの場の提供を充実します。

○学童保育室の充実

保育内容を充実するとともに、保育日・時間を拡大します。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶親支援プログラムの実施

多様なプログラムの提供により、個々に適した子育てを学び、自信を持って楽しく子育てができるようにします。

▶子育て支援ネットワークの推進

子どもの健全育成とその家族への支援を図る「摂津市子育て支援ネットワーク推進会議」と児童虐待の予防や支援を図る「摂津市要保護児童対策地域協議会」が両輪となって、関係機関や地域と連携した子育て支援を行います。

基本計画

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">●子どもや子育てに関心を持ち、見守ります。●地域で気軽に交流できる場や機会をつくり、参加・参画し、子育ての支援をします。●子どもの発育や発達に関心を持ち、健診を受け、各種教室に参加します。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">●社会福祉法人やNPO[※]は、子育て家庭のニーズに対応した保育や子育て支援サービスを実施します。●事業者は、子育てと両立できる就労環境を整備します。●私立保育園・幼稚園は、学童保育の普及・拡大を図ります。

関係する分野別計画

▶ 摂津市次世代育成支援後期行動計画、健康せつつ21



おしえて セツピィ!



～ 摂津市の豆知識⑤ ～



安威川とJR貨物ターミナルとの間の安威川堤防上には、初代新幹線「0系」車両と電気機関車を展示している「新幹線公園」があります。



☆新幹線車両

展示している車両は、昭和44年（1969年）に製造され、16両編成の先頭車両の1号車として、東京―新大阪―博多間を昭和59年（1984年）10月27日まで約532万km（地球を約133周する距離）を走り、役目を終えたのち、この新幹線公園に来ました。

また、同じ型の初代新幹線「0系」車両が、平成13年（2001年）7月12日から、鉄道発祥の地イギリスのヨーク国立鉄道博物館で「高速鉄道コーナー」の目玉として展示されています。

☆電気機関車

戦後の代表的な機関車で、最も多く製造された車両です。

昭和29年（1954年）に製造され、東海道本線、高崎線で貨物用として働き、昭和45年（1970年）から昭和58年（1983年）1月に廃車されるまで阪和線、紀勢線で紀州特産のみかん輸送などに活躍していました。



毎月第2・第4日曜日の午前10時から12時までと午後2時から4時までの1日2回、車両の内部を公開しています。車両内はもちろんのこと運転席に座ることもできるので、子どもたちに大人気です。



中央環状線と新幹線公園の間の約400mは、春になると桜が美しいトンネルをつくり、多くの人で賑わいます。また、秋は紅葉となり、違った美しさが楽しめます。

基本計画

政 策	3	誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします
施 策	7	ひとり親家庭が自立し安心して生活できるまちにします
担当部（統括部）	教育総務部	

基本方向

すべての子どもが地域の中で健やかに成長できるよう、ひとり親家庭の自立を支援するとともに、きめ細かな生活支援を進めます。

現状と課題

離婚の増加などに伴い、ひとり親家庭が増加しています。安定した就労と所得の向上に結びつく支援が求められていますが、就労環境は厳しい状況にあり、関係機関との連携を強化して個々に応じた支援を進める必要があります。また、親や子どもの病気など緊急時の支援と、父子家庭への相談対応や支援策が課題となっています。

目 標

平成 32 年度に実現している姿

- ▶ひとり親家庭の親が、安定した就労と所得を得て、経済的に自立できています。
- ▶困った時にサービスを利用したり、援助を求めたりしやすくなっています。
- ▶父子家庭の父親が、気軽に相談や交流ができるようになっています。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
児童扶養手当の受給者数	763 人	767 人	796 人	800 人
支援サービスの利用者数	6 人	7 人	8 人	30 人
父親の相談件数	0 件	2 件	1 件	30 件

4暮らしにやさしく笑顔があふれるまち (4-3-7)

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎就労支援の充実

就労のためのスキルアップの支援や、個々に応じた就労活動の支援などを関係機関と連携して進めます。

◎相談体制の充実

相談窓口の周知を強化し、いつでも相談に対応できる体制を整備するとともに、父子家庭への対応について充実を図ります。

○生活支援の充実

日常生活支援ヘルパーの派遣やファミリーサポートセンター*の利用料の軽減など、制度の周知と利用の促進を図ります。また、緊急時や夜間に対応できるよう訪問型サービスによる支援やショートステイ*、トワイライトステイ*など施設を利用した支援を進めます。

○団体・グループ活動の促進

ひとり親家庭の親や子どもが情報交換や相談をし、相互に支え合って子育てができるよう関係団体・グループの支援や交流機会づくりを進めます。

○経済支援の充実

児童扶養手当と医療費助成の充実に努めます。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶関係機関の連携による相談・支援

関係機関・団体のネットワークを生かし、迅速でていねいな相談対応と支援を進めます。

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">●ひとり親家庭に対する理解を育むとともに、地域において、ひとり親家庭の親や子どもが参加しやすい活動や交流の機会をつくります。●ファミリーサポートセンターを活用するなど子育ての支え合い活動に参加します。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">●ひとり親家庭の親の雇用を促進するとともに、子育てと就労の両立が図れるよう就労環境の向上に努めます。

関係する分野別計画

▶摂津市ひとり親家庭自立促進計画

*ファミリーサポートセンター：215 ページ参照
*ショートステイ：211 ページ参照

*トワイライトステイ：214 ページ参照

基本計画

政 策	3	誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします
施 策	8	自立に向けて生活困窮世帯を支援するまちにします
担当部（統括部）	保健福祉部	

基本方向

日本国憲法第 25 条の理念に基づき、生活が困窮している人に支援を行い、生活を保障するとともに、自立を助長します。

現状と課題

社会経済状況の影響を受け、生活の二極化が進んで格差が広がり、就労困難者や雇用形態の多様化による不安定就労者などが増加するのに伴い、生活保護世帯も増加し続けています。生活保護制度が最後のセーフティネット^{*}としての役割を持続可能とするためには、基礎年金水準との整合など根拠のある保護基準の確立と、全国的に整合性のある適正な生活保護の適用が必要です。そして、被保護者の経済的・社会的な自立を支援する体制の整備が強く求められています。

目 標

平成 32 年度に実現している姿

▶社会経済状況や国の制度改正に影響を受けはしますが、被保護者の経済的・社会的な自立が進んでいます。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
生活保護受給世帯からの稼働収入発生・増加による廃止世帯数（自立率）	2.5%	1.9%	2.4%	3.0%

4暮らしにやさしく笑顔があふれるまち (4-3-8)

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎ケースワーカーの人材育成

保健・福祉についての職員の専門性を高め、生活保護制度の適正な実施運用を図ります。

◎関係機関との連携強化

多様かつ重層的な生活問題を抱える被保護者に対して、関係部署や保健所などとの連携をさらに強化することで、きめ細かな援助を行い、総合的に自立支援を進めます。

◎就労支援の強化

就労課題を抱える稼働年齢層の被保護者に対して、公共職業安定所（ハローワーク）などとの連携強化のもと就労先の確保を図ります。また、支援相談機能を強化することで就労意欲の向上を図り、経済的自立を進めます。

◎面接相談体制の強化

生活保護の対象とならない低所得世帯の人に対し、公共職業安定所（ハローワーク）や社会福祉協議会*の各種貸付制度の紹介、年金などの活用が進められるよう、面接相談体制の強化を図ります。

○第2のセーフティネット機能の充実

住宅手当特別措置事業や、公共職業安定所（ハローワーク）・社会福祉協議会の各種貸付制度など、第2のセーフティネット機能の充実と実効性の確保を国に働きかけます。

○漏給防止

民生委員・児童委員*との連携のもと生活保護制度の周知を図り、地域での見守り支援を進めます。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶関係機関との連携による支援の強化

小規模な市である利点を生かし、社会福祉協議会や地域包括支援センター*など関係機関との緊密な業務連携を進め、適切な福祉サービスの活用を図ります。

▶社会資源の活用による支援

業務連携を進めるとともに、ネットワーク機能を強化し、地域の医療機関や社会福祉施設などの社会資源の有効活用を図ります。

施策を実現するための役割

市民の役割	●民生委員・児童委員や自治会などを中心とした地域住民によるセーフティネット機能を構築し、その役割を果たします。
事業者の役割	●医療機関、介護施設・事業所などが複合的に連携を図りながら適切なサービスを提供します。

関係する分野別計画

▶摂津市地域福祉計画、摂津市障害福祉計画、摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

*社会福祉協議会：211 ページ参照

*地域包括支援センター：213 ページ参照

*民生委員・児童委員：216 ページ参照

基本計画

政 策	3	誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします
施 策	9	市民の健康を守るまちにします
担当部（統括部）	保健福祉部	

基本方向

市民一人ひとりが生活の質を高めながら健康寿命を延ばし、みのり豊かで満足ができる生活が送れるよう健康づくり活動を進めます。

現状と課題

「健康せつつ21」に基づき市民の健康づくり運動を進めてきた結果、市民の間で健康づくりの自主グループが生まれるなど、個人の健康づくりが進んできました。一方、平成20年度（2008年度）に市民総合健診から特定健診[※]へと国の大きな制度改革があり、各医療保険者が健診や保健指導の実施主体となったことから、市民全体の健康状態の把握が困難な状況になり、一部受診率の低下も見られます。各種がん検診では「健康増進法」に基づき、市が実施主体となって取り組んでいますが、受診率の向上が課題となっています。

目 標

平成32年度に実現している姿

- ▶市民や事業者が自主的に健康管理を行い、生活習慣病などの予防や疾病の早期発見・早期治療が進んでいます。
- ▶健康づくりをめざして活動する自主グループや団体が増加し、交流も広がっています。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成32年度
特定保健指導 [※] 対象者率 ※国民健康保険の加入者	—	15.3%	13.9%	10.7%
各種がん検診受診率 (胃がん・大腸がん・肺がん・ 子宮がん・乳がん)	10.5%	9.8%	12.3%	50.0%
各種予防接種率（ポリオ、 BCG、MR〈I・II期〉、 DPT〈I・II期〉）	79.8%	81.7%	80.2%	95.0%
健康づくり自主グループの数	22グループ	28グループ	31グループ	50グループ

計 画

基本計画

暮らしにやさしく
笑顔があふれるまち

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎地域との連携による健康づくりの推進

地域の組織や団体、健康づくり自主グループと連携しながら、健康づくり運動や食育[※]の取組みを推進します。

◎保健事業の充実・拡大

特定健診、各種がん検診、歯科健診などの内容の充実や受診機会の拡大を図り、受診率を高め、疾病の早期発見・早期治療を行います。また、健診後の健康相談や個別指導などの充実を図り、日常生活の中で適切に健康づくりを行うことができるように支援します。

○防疫施策の充実

感染症に関する啓発、予防接種の積極的な推進など防疫施策の充実を図り、保健所や医師会などと連携し、健康危機管理の観点に立った即応体制の整備に取り組みます。

○保健体制の機能強化

保健所、保健センター、医師会、歯科医師会などとの連携と役割分担のもと、総合的な健康管理や健康増進機能の強化と体制の整備に取り組みます。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶健康づくり自主グループの活動の促進

健康づくり推進リーダー養成講座や介護予防講座などを開催し、その修了者が健康づくり活動を継続できるように支援します。また、グループの交流会を開催し、活動の活性化を促進します。

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の健康に関心を持ち、自らできる健康づくりに取り組みます。 ●地域の人や友人などと一緒に楽しみながら健康づくりに取り組みます。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●職域健診において、メタボリックシンドローム予防のための取組みを推進するとともに、市や保健所との連携を深めます。

関係する分野別計画

- ▶健康せつつ21、摂津市食育推進計画、摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、摂津市次世代育成支援後期行動計画

基本計画

政 策	3	誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします
施 策	10	安心して医療が受けられるまちにします
担当部（統括部）	保健福祉部	

基本方向

市民が安心して良質な医療サービスを受けることができるよう供給体制や情報提供、広域的な視点に立った救急体制の整備を進めるとともに、医療費の適正化などにより国民健康保険の財政健全化に努めます。

現状と課題

北摂地域は大阪府内でも比較的医療体制が充足しています。しかし、全国的な医師不足の影響を受け、医療の十分な確保が困難になりつつあり、一次・二次・三次救急^{*}を含めた広域的な医療体制の再構築が課題となっています。また、市民が各医療機関の役割を理解し、適切な受診をできるようにすることが必要です。

国民健康保険制度は、高齢化や産業構造の変化により年金所得者や失業者など無職の人の割合が増加し、財政基盤が脆弱な状態が続いています。また、平成20年度（2008年度）から開始された後期高齢者医療制度は、国の決定により平成24年度（2012年度）末で廃止とされ、新たな高齢者医療制度創設に向け、現行の医療保険制度のあり方も含めて検討されているため、今後の動向を注視していく必要があります。

目 標

平成32年度に実現している姿

- ▶ 特定健診・特定保健指導^{*}の普及により、生活習慣病予防が進んでいます。
- ▶ 市民一人ひとりがかかりつけ医^{*}を持ち、安心して医療を受けることができます。
- ▶ 救急医療も含めた広域的医療体制が充実しています。
- ▶ 市民や事業者が健康づくりや健診受診を積極的に行うことで、国民健康保険被保険者1人あたりの医療費が増加から減少に変わります。
- ▶ 国民健康保険財政の健全化により、安定した保険制度運営が実施されています。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成32年度
特定健診の受診率	—	26.4%	28.1%	65.0%
特定保健指導率	—	17.0%	16.8%	45.0%
被保険者1人あたりの医療費	261,721円	284,048円	294,095円	300,000円
国民健康保険財政の収支比率	95.5%	91.8%	96.1%	100%

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎特定健診受診率の向上

国民健康保険被保険者の意識調査を行い、適切な受診勧奨を行うことで特定健診受診率の向上を図ります。

◎特定保健指導の充実

特定保健指導を充実し、国民健康保険被保険者の健康状態に応じた適切な保健指導を行うことで生活習慣病予防を進め、医療費の抑制を図ります。

◎地域医療システムの充実

一次医療機関*として、かかりつけ医制度を推奨します。さらに、保健所、医師会など関係機関との有機的な連携のもと、病院と診療所、病院間の連携を含めて広域的な医療体制の体系整備を図ります。

◎医療情報システムの充実

一次・二次・三次医療機関*、専門医療機関などの医療施設や、医療制度システムなどについて情報提供方法や内容を充実します。

◎救急医療体制の充実

市内の救急医療体制を検討するとともに、広域的な視点での体制の充実を図ります。

○国民健康保険財政の健全化

医療費の適正化をはじめ、資格管理の適正化や収納率の向上に取り組めます。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶特定健診・特定保健指導の充実

保健センターを活用した特定健診・特定保健指導の充実と身近な医療機関での特定健診の充実を図ります。

施策を実現するための役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健診・特定保健指導を通じて、自らの健康づくりを積極的に行います。 ●かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つようにします。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●安心して医療を受けることができるよう質の高い医療を提供します。

関係する分野別計画

- ▶健康せつつ21、摂津市特定健康診査等実施計画

*一次・二次・三次医療機関：207 ページ参照

基本計画

政 策	3	誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちにします
施 策	11	消費者を守るまちにします
担当部（統括部）	生活環境部	

基本方向

良質で適正な商品やサービスを選択できるよう、消費者の自立を支援し、悪質な商取引などによる消費者被害の未然防止、拡大防止に取り組みます。

現状と課題

消費生活相談ルームへの相談件数は平成 16 年（2004 年）をピークに減少傾向にあるものの、依然として契約・解約に関わるトラブルが多く、内容が複雑・多様化しています。市だけでは対応できない相談もあり、関係機関との協力体制を整備する必要があります。また、国の消費者庁の設置に伴い、地方自治体との連携による一元的な窓口整備が想定され、相談体制の強化が求められます。同時に、消費者被害の発生・拡大を防ぐ取組みを強化することが必要です。

目 標

平成 32 年度に実現している姿

- ▶消費に関するトラブルや被害が減少し、安心して買物をしたり消費サービスを受けたりすることができています。
- ▶多重債務に苦しむ人が減少しています。

実現している姿を確認する指標

指 標	実 績 値			目 標 値
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 32 年度
消費生活相談の件数	675 件	646 件	486 件	243 件
多重債務相談の件数	—	60 件	63 件	32 件

4暮らしにやさしく笑顔があふれるまち (4-3-11)

計 画

施策の展開（◎は重点的な取組み）

◎消費者の自立支援と被害の未然防止

子どもから高齢者まで各層に合わせた情報提供や出前講座などにより、消費教育・啓発活動を行うとともに、市民の自主的な学習活動を支援します。

◎消費者被害の救済

関係機関との連携などにより、消費生活相談ルームを充実し、商品の品質やサービス、安全性に関する苦情・相談などに関して、専門の相談員による適切なアドバイスを行います。

○多重債務者に対する支援

多重債務を抱え一人で悩んでいる人に、必要に応じて弁護士又は司法書士などの専門家につなぎ、問題解決を支援します。

○家庭用品などの安全性の確保

消費に関する各種法律に基づき、家庭用品の品質表示の適正化や、消費者の生命・身体に対する危害発生の防止を図るため、事業所に対して訪問立ち入り調査・指導を行います。

摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと

▶多重債務無料法律相談

大阪府内で先駆的に弁護士、司法書士による多重債務専門の無料法律相談会を開催しており、多重債務者に対する支援に取り組みます。

施策を実現するための役割

市民の役割	●情報収集や啓発活動への参加を積極的に行い、消費者トラブルに巻き込まれずに安心して生活できるための知識を習得するようにします。
事業者の役割	●法令を遵守し、安全な製品・サービスを提供します。

おしえて セッピー!



～ 摂津市の豆知識⑥ ～

摂津市には独自の体操があります。平成19年(2007年)に完成した「摂津みんなで体操三部作」です。健康づくりや生活習慣病予防、介護予防のため、今日も普及活動に励みます。

☆「わくわくやる気体操」(歌体操)

みんなで楽しく身体を動かし、健康づくりや介護予防に関心を持つことが目的の体操で、思わず笑ってしまう楽しい歌詞がついています。その題名は「大層がらずに体操しましょ!」。摂津市出身の落語家・桂雀三郎氏が主宰するバンド「まんぷくブラザーズ」が歌っています。

また、この体操には子どもバージョンもあります。食育体操「食べたらみんなで体操しましょ!」です。保育所や幼稚園などの食育の一環として制作しました。



☆「のびのび元気体操」(ストレッチ体操)

体中の筋肉を伸ばし、腰痛や肩こりを予防することが目的の体操です。曲の演奏者は、第21回摂津音楽祭でリトルカメリア賞を受賞した堀桂子さんです。

市役所では、始業前と午後3時にこの曲を流しています。

☆「もりもり本気体操」(筋力アップ体操)

足の筋力をアップし、転倒を予防することが目的の体操です。

体操の振付は、市民ボランティアグループ「いきいき体操の会」、市職員、保健センターの作業療法士が考えました。市では、体操のビデオ・DVDを作成し、これらのメンバーが派遣スタッフとなって、市主催の講座やイベント、老人クラブや各種サークルなどで実演し、体操の普及活動やグループづくりの支援を行っています。

一人だとなかなか続けられない! 体操で健康づくりの輪を広げましょう。